代表質問

高島新政クラブ

指定管理者制度を問う

柴原　忍 議員

私は9月定例会に於いて通告をしておきました「指定管理者制度を問う」をテーマに新政クラブを代表して質問をしたいと思う。

平成15年9月2日地方自治法の一部改正により公の施設の業務代行について、従来の管理委託制度に変わり指定管理者制度が採用され、従来の出資法人に限り「委託」出来るとされていたのが、民間事業者を含めて管理者を指定できるようになった訳である。

小泉構造改革の流れの中で、自治体のあり方を変える「官から民へ」の一環として位置付けられている指定管理者制度については、この制度に関心を持って参加しようとする事業者等は深く勉強、研究されているが、サービスを受けようとする一般市民にとって充分に制度に対する認識、理解が得られていないと思う。今後どのように情報提供をするのか、制度だけがどんどん先行している中で市民の声を反映できる機会があるのかどうか。

また、この制度導入の態様により「公の施設」の本質も大きく変化し「行政事業の実施場所が民間企業の実施場所」に変わることになる。市の財政状況から「経費の削減」が判断基準となることはやむを得なく一定の理解は出来るが、どの部分を指定管理者に委ねるか、税を投入してでもどの部分を行政サービスとして残すのか、選択と判断を迫られる中、市長のこの制度に対する姿勢と決意を問いたい。

答　市長

指定管理者制度に関する市民の皆様への情報提供に関しましては、説明は不十分ではなかったかと反省をしています。今後、「指定管理者制度の具体的な解説」や「高島市における指定管理者制度導入に関する基本方針」などについて、広報紙や市のホームページに掲載することにより、市民の皆様への情報発信に努めてまいります。次に、指定管理者制度の導入についての市長としての姿勢と決意についてでありますが、公の施設の指定管理者制度はいわば究極の自治体のリストラ策でありまして、その導入によりまして、人件費をはじめとする経常的な管理経費あるいは職員数の削減と余剰人員の他部局での活用などの行政効果のほか、指定管理者自らの経営理念とノウハウを以って管理、運営を行うことにより利用者のサービスが向上し、何よりも指定管理者が真に市民に対して貢献する施設はどうあるべきかを意識し、緊張感を以って任に当たることこそ最大の効果であると考えております。こうしたことから、今後この制度の導入に向けた作業が本格化してまいりますが、「官でなくてはできないこと」あるいは「官でなくてもできること」の仕分けを行うとともに、直営継続という概念は捨て、どの施設にあっても聖域を作ることなく議論し、強い決意を以って臨んでいきたいと考えております。

現在整備中の道の駅「藤樹の里あどがわ」